

老朽危険空家の解体補助のご案内

大東市では、倒壊、崩落等により周辺に危険が及ぶおそれのある空家の被害を未然に防止するとともに住環境の改善及び良好な景観の促進を図るため、除却費用の一部を補助します。

補助対象空家

1. 家屋が傾いていたり、屋根や外壁が崩れているなど、かなり老朽化したもの裏面の「住宅の不良度の判定基準」の評点の合計が100点以上
2. 空家となってから1年以上経つ木造住宅 など

補助対象者

1. 補助対象住宅の所有者（個人）※申込者以外に空家の権利を有する人がいる場合は、全員の同意が必要
2. 直近の年間の課税総所得金額が507万円以下の者
3. 前年度分の固定資産税および都市計画税を滞納していない者 など

除却工事の要件

1. 補助対象住宅のすべてを除却（解体）すること

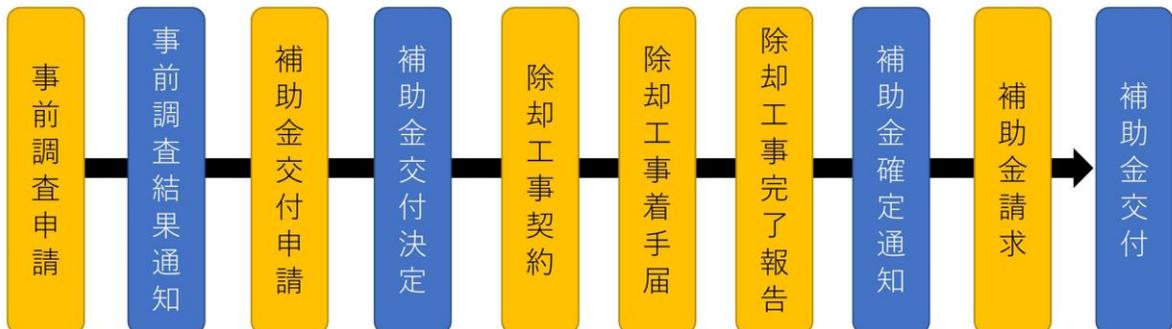
補助額

- 戸建住宅：最大80万円
- 長屋住宅：最大80万円／住戸かつ最大200万円／棟

申請手続きの流れ

※補助金の交付決定前に工事契約または工事着手をした場合は、補助の対象外になります。

■ : 申請者
■ : 大東市



住宅の不良度の判定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。